観音寺市粟井土地改良区定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、観音寺市粟井土地改良区という。

２　この土地改良区の認可番号は、香川県土改第２１６号である。

（地区）

第３条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市　名	町　名	字　名	地　　域
観音寺市	粟井町	向本庄・上向本庄・上出晴・出晴・一ノ坪・八ノ坪・母神・下信末・本庄・常次・上常次・下竹成・射場・竹成・上野・青田・上本庄・信末・胡麻地・熊岡・露田・藤之谷・大谷・別所・土仏・片山・向別所・奥野々・柳谷・大飛・鴫山・池之内・浦ノ谷・上池之内・柚駒・樋ノ岡・北峯・谷口・市坂瀬・中坂瀬・奥坂瀬・坂瀬・開岳・東谷口・力石	一円の田、畑
	木之郷町	川除・三味下	
	原町	有広	
	新田町	大原・四ツ塚・中空・立石・向新田	

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一　地区内のため池、揚水施設及びその他の用水源並びに、これに伴うかんがい排水施設の維持管理

二　前号の施設の改修及び新設

三　地区の区画整理

四　地区全域にわたる農道の維持管理
五　地区において一体事業として施行するかんがい施設の新設並びに区画整理及び農用地の造成
六　連携管理保全計画
2　この土地改良区は、前項各号の事業に附帯して、農地中間管理機構から委託を受けて行う事業を行う。
3　この土地改良区は、柞田川沿岸土地改良事業を共同で行うため、柞田川沿岸土地改良区連合に所属する。
4　この土地改良区は、第１項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
5　この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）

第５条　この土地改良区の事務所は、香川県観音寺市に置く。

（公告の方法）

第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。
2　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第２章　会　議

（総代会）

第７条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第８条　総代の定数は、３０人とする。

（総代の選挙）

第９条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。
2　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第10条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第４項において準用する法第29条の３第１項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。
2　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

（通常総代会の時期）

第12条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があ

った日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（書面又は代理人による議決）

第14条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

２　書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

３　総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

（議決方法の特例等）

第15条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第８３条の２第３項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第17条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第18条　第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第３章　役　員

（役員の定数）

第19条　この土地改良区の役員定数は、理事１５人及び監事３人とする。

２　前項の監事定数のうち、２人は組合員とし、１人は法第18条第７項各号の全てに該当する者とする。

（役員の選任）

第20条　役員は、総代が総代会において選任する。

２　総代会が役員を総代会外において選任する旨の議決を行ったときは、前項の規定にかかわらず、総代会外において役員の選任を行うものとする。

３　この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

（理事長）

第21条　理事は、理事長１人を互選するものとする。

第22条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

２　理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第23条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第24条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第25条　役員の任期は４年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の３第１項及び第134条第２項の規定による改選法第136条の規定による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第26条　理事又は監事がその被選任権を失ったときは、その職を失う。

第４章　経費の分担

（経費分担の基準）

第27条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

２　第４条第１項第２号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地に各区域ごとに地積割に賦課する。

３　第４条第１項第３号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

４　第４条第１項第５号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

５　この土地改良区の所属する柞田川沿岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し当該事業の施行に係る土地につき地籍割に賦課する。

６　前５項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第28条　この土地改良区は、法第90条の規定に基づき国営土地改良事業の負担金を負担する。

２　前項の負担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

第29条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

２　前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地に

つき地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第30条　前３条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第31条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

２　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第32条　法第36条の３の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条　この土地改良区は、法第90条の２及び第91条の２の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第34条　法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第35条　第27条から第29条まで、第32条又は第33条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき１日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

２　前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の４に相当する額を過怠金として徴収する。

３　前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第５章　雑　則

（係及び委員会）

第36条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

２　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

３　理事会は、前２項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第37条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第38条　前条の規定による加入金、法第43条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の８第２項の規定により徴収すべき金銭、同条第３項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第35条の規定を準用する。

（基本財産）

第39条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。

２　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

３　この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を前項の基本財産として積み立てるものとする。

（財産の分配の制限）

第40条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

（残余財産の帰属者）

第41条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

２　前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

（事業年度）

第42条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（電磁的方法）

第43条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

２　この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第44条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附　則（平成３１年　３月２２日の総代会で議決）

１　この定款は、認可の日（平成３１年　４月　１日）から施行する。

２　土地改良法の一部を改正する法律（平成３０年法律第４３号）の経過措置を準用する。

この変更定款は、令和７年４月１日より施行する。

この変更定款は、令和８年４月１日より施行する。